

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年10月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2400332 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400057 号

第1 結論

請求者のA社における平成30年1月1日から令和3年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年1月から令和3年10月までの期間の標準報酬月額については、32万円から36万円とする。

平成30年1月から令和3年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、平成30年1月1日から令和3年11月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成29年10月1日から令和3年11月1日まで

請求期間における標準報酬月額は32万円と記録されているが、当該期間に支給された給与額は35万円（標準報酬月額は36万円）であったので当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成30年1月1日から令和3年11月1日までの期間について、事業主から提出された請求者に係る賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額（36万円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（36万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（32万円）を超えていることが認められる。

したがって、平成30年1月1日から令和3年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる本来の報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成30年1月から令和3年10月までは36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求期間当時、請求者の主張する標準報酬月額に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し提出しておらず、保険料も納付していない旨陳述しているところ、賃金台帳により確認できる報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は長期間にわたり一致していないことから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 23 条第 1 項において、被保険者が継続した 3 か月間に受けた報酬の総額を 3 で除して得た額が当該被保険者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて著しく高低を生じた場合、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬月額を改定（以下「随時改定」という。）することができる旨規定されているところ、請求者に係る労働契約更新決定通知兼労働条件提示書及び賃金台帳によると、請求者が平成 29 年 10 月から同年 12 月までに受けた基本給の月額は同年 9 月までの 32 万円から 35 万円に変動しており、3 か月後の平成 30 年 1 月から標準報酬月額の随時改定が行われることとなるため、平成 29 年 10 月から同年 12 月までの期間においては標準報酬月額の改定は行われぬ。

したがって、平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。